

大分市営陸上競技場及び津留運動公園有料公園施設指定管理者募集要項等に関する質問・回答

No.	質問内容	回答
1	募集要項12. 指定管理者と本市の責任分担等 ・物価（インフレ、デフレ）：昨今の物価上昇から鑑みて、急激な物価の変動があった場合には協議を設けるなど明確にするべきではないでしょうか？	急激な物価変動があった場合は、基本協定書（案）第33条（指定管理料の変更）の「指定期間中に指定管理料を変更すべき特別な事情」に該当するものと考えられるため、指定管理料の変更を申し出ることができます。
2	募集要項12. 指定管理者と本市の責任分担等 ・事故対応：施設の老朽化による事故などは市の責任と考えてよいでしょうか？	本責任分担表の「施設の設置瑕疵により損害が生じたとき」に当たる場合は市の責任となります。
3	募集要項12. 指定管理者と本市の責任分担等 ・火災保険：地震保険はどうなっているのでしょうか？	地震保険は加入していません。 なお、火災保険の加入については基本協定書（案）第37条（保険）に記載のとおりですが、現在、本施設において大分市の基準に該当する施設が無いことから、火災保険は加入していない状態となっています。また、火災保険が適用される不可抗力の事態に当たっては、基本協定書（案）第38条（不可抗力によって発生した費用等の負担）に沿って対応することとなります。
4	募集要項19. その他の事項 Ⅵ その他市長が必要とみとめるとき ・具体的にはどのような例があるのでしょうか？	I ～ V に該当しないものについて個別に判断するものとなります。
5	募集要項19. その他の事項 Ⅵ その他市長が必要とみとめるとき ・指定管理者の攻めに帰すべき事由かどうか明確でない場合は、どのような取り扱いとなるのでしょうか？	指定管理者の攻めに帰すべき事由かどうか明確でない場合は、本項目には該当しません。
6	募集要項別紙1 「大分市市営陸上競技場条例」及び「大分市都市公園条例」 使用料が4月から改訂されていると思いますが、新旧対照表があれば提示をお願いします。使用料の算定に必要となります。	別紙を参照ください。
7	審査基準及び標準処理期間個票 （利用料の減免） 一般的に ・減免事由に該当する競技大会等が例年に比較して著しく多くなる場合等は収入が減少しますが、その場合は協議等が可能でしょうか？	指定管理料は毎年度、予算の範囲内で、本市と指定管理者が協議の上、決定するものとしております。
8	審査基準及び標準処理期間個票 （利用料の減免） ・（4）キ 例えば、トリニータなどが使用する場合に該当すると考えてよろしいでしょうか？	お見込みの通りです。
9	別紙1 管理物件 ・備品台帳 備品等については、台帳と実際数は合致していると考えてよろしいでしょうか？ 老朽化等劣化が著しいもの（耐用年数を大きく過ぎたもの）などは含まれているでしょうか？	備品等については、施設営業に伴い適宜更新されていることから、備品台帳の数と実際数が異なる場合があります。また、劣化が著しい備品についても適宜更新しているところですが、未更新となっているものも存在します。